

## 第6編 復旧・復興計画

## 《目 次》

|                |    |
|----------------|----|
| 第1章 生活の安定      | 1  |
| 第1節 復旧事業の推進    | 1  |
| 第2節 被災者の生活確保   | 3  |
| 第3節 中小企業の復興支援  | 9  |
| 第4節 農業関係者の復興支援 | 10 |
| 第5節 ライフライン等の復旧 | 11 |
| 第2章 復興の基本方針    | 14 |

# 第1章 生活の安定

## 第1節 復旧事業の推進

市、府をはじめ防災関係機関は、市民の意向を尊重し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の災害時要援護者の参画を促進する。

### 第1 被害の調査

市は、災害による直接的被害額及び復旧事業に要する額等必要な事項の調査を行う。

### 第2 公共施設等の復旧

#### 1 復旧事業計画の作成

市は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、法律又は予算の範囲内で、国又は府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、査定実施が速やかに行えるよう努める。

#### 2 復旧完了予定時期の明示

市は、復旧完了予定時期の明示に努める。

### 第3 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画の作成

被災施設の財政援助及び助成計画を速やかに作成するとともに、国及び府が費用の全部又は一部を負担、補助するものについては、速やかに査定が実施できるよう努める。このうち特に公共都市基盤施設災害復旧事業費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

#### 1 法律に基づき一部負担又は補助するもの

- ① 公共都市基盤施設災害復旧事業費国庫負担法
- ② 公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法
- ③ 公営住宅法
- ④ 土地区画整理法
- ⑤ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 予防接種法

- ⑧ 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ⑨ 農林水産施設災害復旧費国庫負担の暫定措置に関する法律

## 2 激甚災害に係る財源援助措置

※本節第5「激甚災害指定による財政援助」参照

### 第4 激甚災害の指定

府は、被害調査に基づき、当該災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずるものとする。

### 第5 激甚災害指定による財政援助

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農業に関する特別の財政援助
- 3 中小企業に関する特別の財政援助
- 4 その他の財政援助及び助成
  - (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - (3) 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - (4) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
  - (5) 水防資機材費の補助の特例
  - (6) り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - (7) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
  - (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設等の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
  - (9) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

### 第6 特定大規模災害

市又は市長は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受けた場合で、市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、府へ市又は市長に代わって工事を行うことができる権限代行制度を要請する。

## 第2節 被災者の生活確保

市及び府は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付け、職業のあっせん、住宅の確保等を行うものとする。

### 第1 災害弔慰金等の支給等

#### 1 災害弔慰金及び災害障害見舞金

災害救助法が適用された災害により被害を受けた者に対し、摂津市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

##### (1) 災害弔慰金

暴風、洪水、地震その他の自然災害により市民が死亡した場合にその者の遺族に支給する。災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

##### (2) 災害障害見舞金

市民が、災害による負傷又は疾病が原因で障害が残った場合に支給する。

#### 2 摂津市災害見舞金

災害により被害を受けた者に対して、摂津市災害見舞金の支給に関する条例に基づき、災害見舞金を支給する。

### 第2 災害援護資金・生活資金の貸付

#### 1 災害援護資金

災害救助法が適用された災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、摂津市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金を貸付ける。

#### 2 生活福祉資金の災害援護資金

社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、市内居住の低所得世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯を対象とする。

### 第3 被災者生活再建支援金の支給

#### 1 被災者生活再建支援金の支給

市は被害状況を取りまとめ府へ報告を行うとともに、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づく適切な措置を行い、被災者に対して支援金を支給する。

## 2 被災者生活再建支援制度の概要

### (1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

### (2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む）が発生した市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑤ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記①～③に隣接する市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）。

### (3) 支給対象世帯

次の項目に該当する世帯で、世帯全員の収入合計額と世帯主の年齢等で区分される。自然災害により、

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）。

### (4) 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）

#### ① 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

| 住宅の被害程度 | 全壊<br>(上記①に該当) | 解体<br>(上記②に該当) | 長期避難<br>(上記③に該当) | 大規模半壊<br>(上記④に該当) |
|---------|----------------|----------------|------------------|-------------------|
| 支給額     | 100万円          | 100万円          | 100万円            | 50万円              |

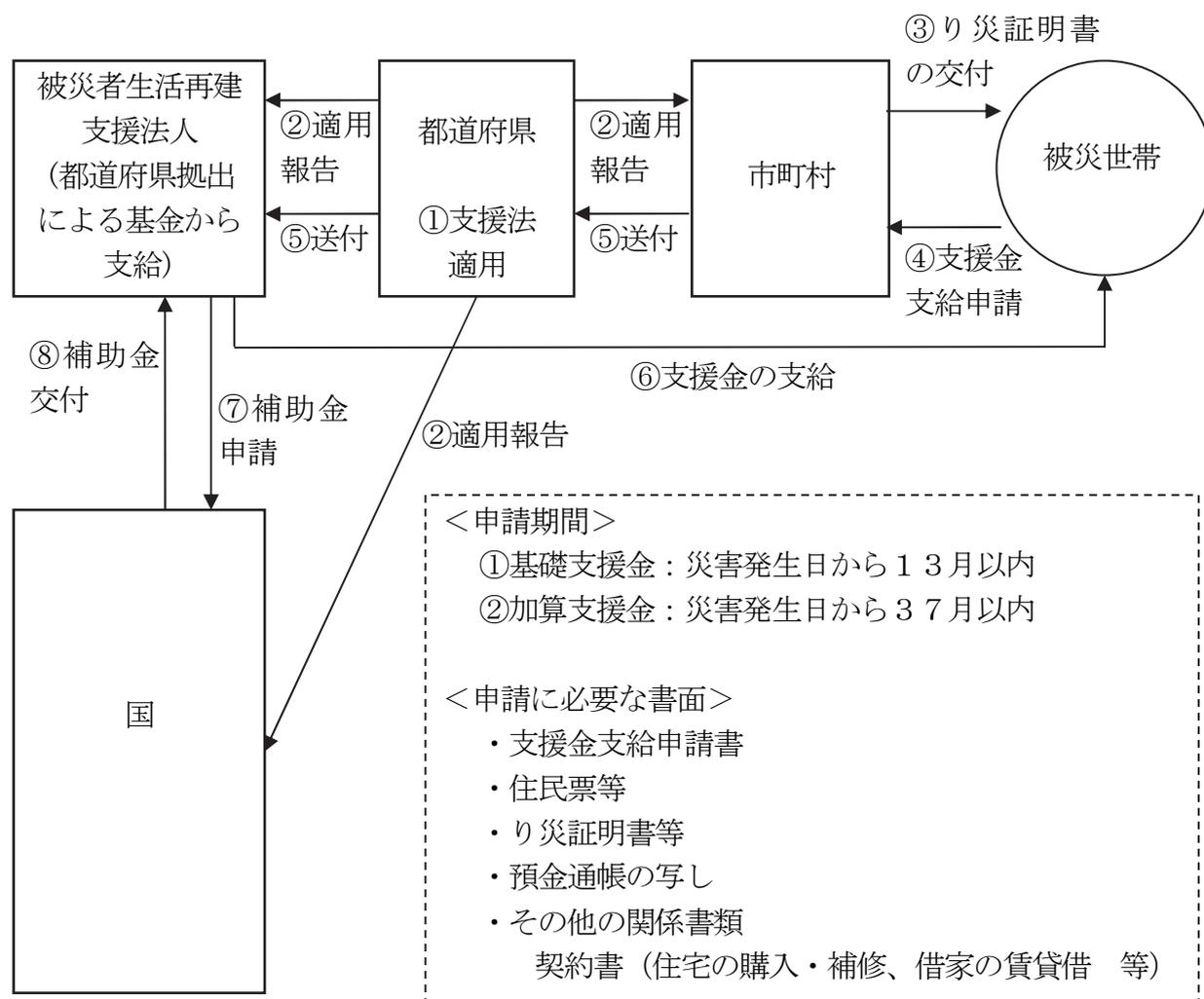
② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

| 住宅の再建方法 | 建設・購入 | 補修    | 賃借<br>(公営住宅以外) |
|---------|-------|-------|----------------|
| 支給額     | 200万円 | 100万円 | 50万円           |

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは次の図のとおり。



第4 租税等の減免及び徴収猶予等

## 1 国

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。また、労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

## 2 府

地方税法及び大阪府税条例に基づき、府税の納付期限の延長、減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。また、条例に基づき、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。

## 3 市

関係法令、条例等に基づき、市税等の納付期限の延長、減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。

### (1) 市税

摂津市税条例に基づき、納付期限の延長、減免及び徴収猶予等を行う。

### (2) 国民健康保険

国民健康保険法、摂津市国民健康保険条例に基づき、保険料の減免及び徴収猶予、一部負担金の減免等を行う。

### (3) 介護保険

介護保険法、摂津市介護保険条例に基づき、認定有効期間の延長や、保険料の減免や猶予を行う。

## 第5 雇用機会の確保

府は、関係機関と協力して、災害により離職した者に対する就職あっせん、被災事業者に対する雇用維持の要請に努める。

### 1 公共職業安定所によるあっせん

大阪労働局は、災害による離職者の把握に努め、その早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所を通じて速やかにあっせんを図るとともに、次の措置を講ずる。

#### (1) 被災者のための臨時相談窓口の設置

#### (2) 公共職業安定所に出向くことが困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

#### (3) 職業訓練受講の指示

#### (4) 職業転換給付金制度に基づき、職業訓練受講者へ訓練手当等の支給及び職業適応訓練を行う事業主に対する訓練費の支給

#### (5) 特定求職者雇用開発助成金制度に基づき、被災し就職困難となった者を雇入れた事業主に対する助成金の支給

### 2 雇用保険の失業等給付に関する特例措置

(1) 災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書によ

- り失業の認定を行い、求職者給付を行う。
- (2) 激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、特例として求職者給付を行う。

### 3 事業者への要請

府及び大阪労働局は、従業員解雇や新規採用者の内定取消し防止のため、関係団体の協力を得て、事業主に雇用維持を要請する。

## 第6 住宅の確保

市及び府は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

### 1 相談窓口の設置

市及び府は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

- (1) 公共住宅、民間住宅への入居に関する相談・情報の提供
- (2) 住宅修繕等建設者に関する相談・情報の提供
- (3) 住宅の新築・修繕の融資等に関する相談・情報の提供
- (4) 被災住宅に関する借地借家法等の相談・情報の提供

### 2 住宅復興計画の策定

市及び府は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実情に沿った施策を推進する。

### 3 公共住宅の供給促進

市及び府は、民間、住宅供給公社及び都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

- (1) 公営住宅空家活用  
既存の空家又は建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるよう配慮する。
- (2) 災害公営住宅の供給  
災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。
- (3) 特定優良賃貸住宅のあっせん  
自力での住宅確保が困難な被災者に対して、優良賃貸住宅のあっせんを行う。

### 4 災害復興住宅資金の貸付

- (1) 住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。
- (2) 府は、住宅金融支援機構の災害復興住宅資金貸付等を利用する被災者に対し、低利の融資をあっせんし、取扱金融機関に対し利子補給するなど助成制度を創設して、個

人住宅の取得促進、建替促進及び修繕・改築の支援を行う。

#### 5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請

市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居、営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。

### 第7 リ災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、リ災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にリ災証明書を交付する。

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。そのために、受付手順から証明発行に至るまでのマニュアルを事前に整備する。

府は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。また、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

## 第3節 中小企業の復興支援

市は、府、金融機関等が行う、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資等について、迅速かつ円滑に行われるよう、必要な協力を行う。

### 第1 府の措置

- 1 中小企業の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 中小企業信用保険法の特例措置、政府系金融機関による災害特別融資枠等の確保等を国に要請する。
- 3 国の信用補完制度の動向を踏まえ、中小企業の災害復旧を支援するための災害融資制度を実施する。
- 4 資金貸付手続きの簡易迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の特別措置を中小企業信用保証協会等に要請し、協力を求める。
- 5 市等を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資窓口を開設する。

### 第2 資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等の復旧を促進し、生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を調達する。

#### 1 政府系金融機関の融資

##### (1) 日本政策金融公庫

指定された災害により被害を受け、事業の復旧を図る中小企業に災害復旧貸付として設備資金、運転資金を貸付ける。

##### (2) 商工組合中央金庫

異常な自然現象などにより生じる被害を受けた被災事業者に災害復旧資金として設備資金、運転資金を貸付ける。

#### 2 府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

## 第4節 農業関係者の復興支援

市は、府や金融機関等が行う、被災した農業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るための資金融資等について、迅速かつ円滑に行われるよう、必要な協力を行う。

### 第1 府の措置

- 1 農業関係者の被害状況について速やかに調査し、再建資金の需要を把握する。
- 2 日本政策金融公庫、農業協同組合等の融資機関に対して、災害関連資金の円滑な融通について協力を要請する。
- 3 被災した農業関係者の既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の特別措置を融資機関に要請し、協力を求める。
- 4 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下、「天災融資法」という。）の地域指定を受けるために必要な措置を講じ、融資枠の確保を国に要請するとともに、地域指定を受けて資金融通措置を講じた市町村には、利子補給金、損失補償金を交付する。
- 5 市、農業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

### 第2 融資機関の措置

融資機関は、被災した農業者等の復旧を促進し生産力の回復と経営の安定を図るため、必要な資金を融資する。

#### 1 天災融資資金（天災融資法）

- (1) 融資機関は、農業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- (2) 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

#### 2 農林漁業施設資金

日本政策金融公庫は、施設の復旧、経営再建及び収入減補填等に必要な農林漁業復旧資金を融資する。

#### 3 農林漁業セーフティネット資金

日本政策金融公庫は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

## 第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図る上で、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

### 1 上水道・工業用水道（市、大阪広域水道企業団）

#### (1) 復旧計画

- ① 水道施設及び工業用水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

#### (2) 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを、おおさか防災ネット等を活用して関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、ホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

### 2 下水道（府、市）

#### (1) 復旧計画

- ① 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

#### (2) 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、府及び市のホームページ上に稼働状況、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

### 3 電力（関西電力株式会社）

#### (1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定に当たっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいも

のから復旧を行う計画を立てる。

- ③ 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

#### 4 ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定に当たっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- ③ 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

#### 5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI株式会社（関西総支社））

(1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

(2) 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各電気通信会社のホームページ上に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

#### 6 共同溝・電線共同溝（近畿地方整備局、府、市）

(1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定に当たっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、府及び各市のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

(1) 復旧計画

- ① 被災した施設及び設備等については、迅速且つ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- ② 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- ③ 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

(2) 広報

災害時においては、府や関係機関等への情報提供に努める。

8 鉄道（鉄道事業者）

(1) 復旧計画

- ① 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- ② 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期を明示するものとする。

(2) 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

9 道路（近畿地方整備局、府、市）

(1) 復旧計画

- ① 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- ② 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- ③ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

(2) 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、国、府及び市のホームページ上に復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

## 第2章 復興の基本方針

大阪に大規模な災害が発生し、被災した場合には、市及び府は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市及び府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すことを基本に、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにした上で、復興事業を実施していく。

### 第1 復興対策本部の設置

市は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

### 第2 復興計画の策定

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第10条に基づく復興計画を定めることができる。

復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び府の復興基本方針に即して、府と共同して定めることができる。

また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

### 第3 市民への情報提供及び合意形成

市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を市民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や災害時要援護者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災後の人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項